

偶然の成功はあるが、偶然の失敗はない。失敗はすべて必然の失敗!

人事労務の失敗とは、採用した人間を解雇せざるを得ない状況になること。失敗の原因は驕りと情報不足にあると肝に銘じてください。



失敗には明確な理由が必ず存在する

成功には見えざる力、すなわち運が働くこともあります。運も実力のうちとよく言われますが、成功には偶然の成功もあると感じます。例えば鎌倉時代、元の軍隊が日本を襲った元寇では、二度も神風が吹いて日本が勝ちました。これには偶然の成功、偶然の勝利という面もあったかなと思います。

一方、失敗に関して、偶然の失敗はありません。必然の失敗しかないのです。失敗には明確な理由が必ず存在します。それもケースバイケースで失敗の原因が変わるのではなく、すべての失敗は2つの要因が原因になっている。最近、その思いを強く感じています。

億を超える金額の融資を返済できるのか……

6月号でも書きましたが、現在入居しているビルの再開発のため、来年8月の事務所の移転が決まっています。今は店子として入っていますが、再開発後は買おうと思っています。ただ相場が上がっていて、希望している面積を購入すると億を超える金額になります。

顧問先の信用金庫には決算書を渡して、融資について好感触を得ています。融資にOKが出るということは、私なら返済できると判断してもらえたのでしょう。しかし現在、私は52歳、はたして本当に返せるのだろうか……。

お金を借りることに驕りはないのか

自分の腕っぷしに自信がないわけではありません。自分の腕でいくらでも返してやろうと思っています。ただ、以前とは違って自分の健康のことも考えるようになりました。私は健康優良児ですが、父親は50代でがんになりました。母もくも膜下出血で60歳で亡くなっています。大きな借金をして払えなくなったら、どうしよう……。

今までそんなことを考えたこともありませんでしたが、考えなければいけないと思いました。なぜなら、**考えないことは驕りになるからです**。自分がお金を借りる。このことに驕りはないのかと、いま一度、自分に問いかけています。

ただし、**驕りと恐怖心は違います。恐怖心から勝負に出ないことと驕りは似て非なるものです**。今は自分の中で恐怖を感じるようになってはいるのですが、それが驕りを抑えるものなのか、また別次元のものなのか。ちょっと判断がつかない気持ちもあります。

人事労務での失敗は従業員を解雇すること

こうして驕りに思いをめぐらせることで、私は成功と失敗について改めて考えてみました。そして、**失敗の原因は驕りと情報不足にあるという考えに至ったのです**。

それでは、人事労務での失敗とは何か。私は採用した従業員を解雇することが人事労務での大きな失敗と考えます。もちろん、能力のない人を解雇することは必要で

が、辞めてもらいたいようなとんでもない社員であっても、解雇という極刑に対して裁判所は非常に厳しいのです。クビにしたほうが悪いと判断されます。ただし、**暴力行為に対してはそうではありません。ペンを振りまわしただけでも解雇は有効になります**。

解雇すると和解金という追い銭を取られる

勤怠の場合は出勤率が重視されます。出勤率が8割に満たないような人には解雇が認められ、裁判所は会社側に寛容に応じてくれることがあります。ただし、成績不良、能力不足が理由の解雇は、まず間違いなく認められません。結局、和解が落としどころになるのですが、泥棒に追い銭ではありませんが、**賃金の6か月から9か月間くらいの和解金を取られます**。

人事労務の失敗として代表的なものは解雇になります。失敗には必ず原因があると書きましたが、人事労務の失敗では2つの要件、驕りと情報不足が必ず重なっています。

辞めると決めた時、経営者と辞める側は同格になります。相手には労働基準法と裁判所が味方につきますから、同格ではなく相手のほうが強いとも言えます。経営者はお金（給料）を支払っている時は強いかもしれませんが、辞めても社長と元従業員は同じような関係性があると思っています。それは経営者の驕りです。相手は自分以上の格になって挑んできます。**従業員の解雇という一歩を踏み出す際には、驕りが失敗の原因になるのです**。

応募者には運転記録証明書を提出してもらう

もうひとつの失敗の原因は、採用時の情報不足、リサーチ不足です。応募者の与信を測る際に、一番重要なのは履歴書と職務経歴書です。当然、これらを検討しながら採用を決めるのですが、**さらなる情報として運転記録証明書を提出してもらいましょう**。

運転記録証明書には、その人の直近3年から5年の交通違反や事故による行政処分の履歴が書かれています。自動車安全運転センターや警察署・交番で申し込みができ、2週間くらいで発行されます（交付手数料は670円）。

ほとんどの人が事故歴もなくきれいだと思いますが、なかには何度も事故を起こしている人もいます。駐車禁止をした人もいます。車の運転は、その人の人間性が現れる代表的なものです。ハンドルを持つと人が変わるとも言われます。配送等の会社でなくても、与信情報として運転記録証明書を提出してもらうのです。事務職であれば社用車を運転することはないでしょうが、プライベートで事故が多くなれば要注意人物です。**そうしたリサーチも行わずに採用すると、勤務態度に問題があったり、業務能力が足りなくなってしまうのです**。

運転免許を持っていない人への対応

最近の若い世代では運転免許を持っていない人が増えて

いますが、持っていない人には免許を取らなかった理由を聞いてみます。なぜ運転免許を取らなかったのか、明確な理由がないにしても、もしかしたら深層心理を引き出すことができるかもしれません。

また、「差し支えなければ運転記録証明書を提出してください」とお願いしたところ、「差し支えありません」と言って提出しないような人は、採用しなければいいだけの話です。

驕りと情報不足に注意すれば、人事労務の失敗はなくなる

人事労務の失敗とは、人を解雇する、もしくは辞めてもらいたいと思うことです。辞めてもらいたい人がいる場合、振り返っていただきたいのは失敗の原因です。自分に驕りがなかったかです。

雇っている側の言うことを聞いて、「はい、辞めます」と言ってもらえると思っている経営者がいたりします。そうした驕りがなければ振り返ってください。採用時に情報不足、リサーチ不足はなかったかもです。この点を問い詰めていくと、人事労務に関する失敗はなくなると思います。

未払い残業代を請求される!

もうひとつの注意点があります。**解雇ではなく、自分から辞めると言った従業員から裁判を仕掛けられたり、裁判になる前に請求書が届くことがあります**。「自分には2000時間の未払い残業代がある」などと言い出します。もちろん、本当は2000時間の未払い残業などありません。ただ、業種を問わず、休憩時間が取れていないとか、9時始業だけど自分はいつも8時52分に来ている。端数の8分が払われていないと言い出すのです。**未払い残業代の時効が、今は3年になっています**。時給単価にもよりますが、全部足すと意外と簡単に3桁の金額（100万円以上）になります。

訴えを起こす人間は離職率が非常に高い

辞めた人間がそんなことで訴えてこないだろうと考えることも、また驕りです。その原因も履歴書や職務経歴書に関してリサーチ不足にあると考えられます。**このような訴えを起こす人間には、離職率が高いという傾向があります**。今までは未払い残業代の時効が2年だったので、2年刻みで会社を辞めていたりするのです。

また、年末の12月に退職するケースが多く見られます。12月は経営者も気持ちよく年を越そうと思い、意を決して「辞めてくれ」と言うことがあるからです。そうした点へのリサーチ不足が原因で、ババをつかんでいるのです。

時効が3年になったことで良心がなくなっている

3年さかのぼると、未払い残業代は平均で500万円ぐらいになると言われています。これは、いち個人のお金の悩

みを十分解決できる金額だと思います。**時効が2年の時と比べると訴訟金額も1・5倍になりました**。その結果、平均で500万円ぐらいになったのです。

300万円くらいなら、面倒だとか良心の呵責などの気持ちが生まれる余地もありますが、時効が2年から3年になると良心もなくなってきます。目の前のお金を魂を売ってしまう人が多くなっているのです。

お金が足りなくなり、生活に窮すると退職をする。退職をして裁判を起こす。そんな逆転的な状況が実際に起こっています。普通は会社を辞めると生活に窮しますが、辞めて生活を成り立たせているのです。

よりよい労務関係を築くアシストをしたい

請求書が送られてきて、それを拒否したら裁判を起こされた。裁判をやったら、コテンパンに負けた。これも人事労務での大きな失敗だと私は考えています。未払い残業代にしても、解雇したいにしても情報不足、リサーチ不足と驕りが原因で必然の失敗を招いたと考えます。

今まで中小零細企業の社長さんは、従業員の温情に救われていた面がありました。時効が2年だったので請求しようと思ってもしなかった。もちろん、請求される筋合いなどないのですが、法律とは働き手にもすこいアドバンテージを与えています。裁判を起こされると、簡単に負けてしまいます。**時効が2年の時は温情に救われている面もありましたが、3年になったことにより遠慮がなくなっています**。

青天の霹靂のように裁判を起こされ、傷つきショックを受けている社長さんに「情報不足です。あなたの驕りです」と言うのはあまりに忍びないものです。この事務所ニュースに綴ることで、失敗の原因に共感してもらえれば、そして私と接点を持てただけであれば、よりよい労務関係を築くアシストができると考えています。

1年後の問題にどう対処するか。失敗の原因は驕りと情報不足しかないのであれば、自分に驕りはないのか、情報不足はないのか……。自分への問いかけをかねて、今月のテーマにさせていただきました。



**YouTubeで
オリジナルセミナー動画が見られます!**

**随時
更新**

～普通の社労士では
教えてくれない人事労務のこと～



労使トラブル・労働組合折衝

強い!

**熱血
講義!**

事務所代表**佐賀豊**が

登録・視聴 無料

[会員登録]



ウェブセミナーご登録はコチラ!

ウェブセミナー会員にご登録いただくとこれまでに開催したすべてのZOOMセミナーが全て視聴できます。ぜひご登録ください!

社会保険労務士法人 佐賀事務所 株式会社 佐賀人事総研 〒115-0045 東京都北区赤羽1-10-11 ショーエービル TEL.03-5249-3326

労使相愛を実現する会

～伝説の社労士事務所と呼ばれたい～

**社会保険労務士法人 佐賀事務所
株式会社 佐賀人事総研
TEL.03-5249-3326**

2024
August
8月号
第74号

- 1 二つの濃い欲望 堅守から勝利は生まれません
- 2 偶然の成功はあるが、偶然の失敗はない。失敗はすべて必然の失敗!
- 3
- 4 オリジナルセミナー動画が見られます!

発行元: 社会保険労務士法人 佐賀事務所 株式会社 佐賀人事総研 赤羽の社労士ブログ <https://ameblo.jp/saga-sr/>

20th 社労士開業 もうすぐ開業20年 **7254日** 断酒してから **2172日** 断煙してから **6920日**

皆様、いつもお世話になっております。

濃い欲望と薄い欲望、私の欲望には大きく二種類あります。

濃い欲望とは、「束縛されない・連帯責任を取らされない・人に左右されない」、全責任を人に転嫁せず、すべて自分が背負うことのできる生き方。

すなわち、私が求める最上な自由な生き方です。

すべてが自分軸で、「自分で判断する・できる生き方」、他者から指図される生き方とは大きく一線を画す生き方。

その実現のために、今から23年前に社会保険労務士の資格取得を志しました。

宮仕えからの脱却!! 実は、<当時は>これさえ達成できれば、どんな資格でもよかったのです。

平成16年9月1日、丁稚を経ずにいきなり開業して今に至っています。

引きの強さや運気にも大いに導かれた20年と、軌跡を奇跡と振り返ることが出来ます。

志からすでに四半世紀近く経ちますが、**自分の人生に素敵な彩りを与えてくれたと、色あせるところか濃さが醸成されて、より色濃くなったような感じがします。**

色あせないということからも、薄い欲望でないことは確かです。

私にはもう一つ濃い欲望があります。

それは**赤羽1-10-1を取り戻すこと。**

現在の事務所の隣には、実家である「サガスポーツ」がありました。リリースしてすでに33年が経ち、父と母も鬼籍に入りました。誰それからの頼まれごとではなく、私自身の内なる濃い欲望として、どうしてもここ

を取り戻したいのです。

11年前に店子としてカムバックしましたが、このままのステイツでは人生にやり残したことがあった、挑戦から逃れたと必ず後悔すると思うのです。

東洋経済にも載るビッグプロジェクト、赤羽再開が動き出しました。

好機到来……。

店子には優先的に割当てがあり、希望する坪数を購入することができるのです。

ただ坪単価が数年前の計画時の1.5倍にも跳ね上がり、希望の坪数を購入するには

は<私にとっては>大きなお金が必要になります。腕一本で自分のモノにしてみせる!!

強気とも言えるその気は自信の表れと自己分析しています。

その一方では、慢心はないか・情報不足はないか・偶然の失敗はないかと、セーフティーに慎重に進めようとする自分もいるのです。できない・やらない理由から考えると夢や目標はシュツ……と消え失せてしまうもの。

私の人生の勝利の定義は「ああすればよかった」と後悔しないこと。

堅守から勝利は絶対に生まれないとすると、リスクを取ってでも果敢に攻める断行速攻の戦術に舵を切るのがベストな選択と、覚悟が定まりつつあります。

今月も「充実」を合言葉に、マイベストペースで飛ばして行きます!



佐賀豊

